

三次市福祉避難所について

三次市では災害時または災害の恐れがある場合の避難所の充実を図るため、一定の介護が必要な方の避難所として、13 か所の老人福祉施設および 4 か所の障害者福祉施設を、福祉避難所として指定しています。

福祉避難所とは

災害発生時に一般の避難所で生活に支障をきたす障害者の方等の災害時要介護者を受け入れるため、特別の配慮がなされた避難所のことです。

福祉避難所の対象者

福祉避難所として利用できる施設は限られています。そのため、支援の必要性が高い人を保健師をはじめとした専門職が判断し、優先度の高い方が対象です。

具体的には、以下のような方が対象となります。

- 高齢者(食事や排泄、移動などに支援が必要な比較的要介護度が高い方)
- 身体障がい者・障がい児(視覚障害や聴覚障害、肢体不自由などがある方)
- 知的障がい者・障がい児
- 精神障がい者・障がい児
- 難病患者
- 医療的ケア児
- 医療的ケアが必要な方
- 傷病者
- 妊産婦や乳幼児

※上記の方の家族(要相談)など

なお、すでに高齢者施設や障がい者施設などに入居している方は、入居先での対応となるため福祉避難所の対象外となります。

位置づけ

福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することはできません。

一般の避難所生活が困難と判断される場合、市の要請により開設、受入を行うこととなります。

福祉避難所開設要請(三次市) ⇒ 福祉避難所開設(ぬくもり)

対象者受入要請(一般避難所の市担当者) ⇒ 対象者受入(ぬくもり)

※なお「個別避難計画」を作成している場合は、事前に決めてある福祉避難所への直接避難が可能です。この場合は指定避難所ではなく、福祉避難所に直接向かうことができます。

個別避難計画

個別避難計画とは、避難するにあたって支援が必要な場合に、1人ひとりの状況に合わせて避難支援を行うための計画です。

災害時に「誰が支援するか」「どこに避難するか」「避難時にどのような配慮が必要か」といった内容が記載されています。

おもに対象となるのは「要介護度3~5の高齢者」をはじめとした自ら避難することが困難な方で、市区町村によって計画作成の優先度が高いと判断されます。要介護度や身体状況などから抽出し、ケアマネジャーや計画相談員などによって状況確認・作成の働きかけを行っています。

※個別避難計画の作成を希望する方は、市区町村や担当のケアマネジャーに依頼が必要となります。

ぬくもりでの受け入れ人数 (15名)

個室ベッド (7人) 畳部屋 敷布団(4人) フロア仕切り ソファーベッド (4人)

※ぬくもり利用者が泊まっている場合は、空き部屋での受入人数となります。

※一般の避難所から福祉避難所に避難する際は、要配慮者本人・あるいはその家族などによる移動が原則ですが、時間帯によっては対応できる場合がある為、相談をしてく

施設一覧

区分	施設名	所在地
介護老人 福祉施設 障害者福 祉施設及 び障害者 福祉施設	特別養護老人ホーム水明園	三次市南畑敷町 441
	特別養護老人ホームルンビニ園	三次市山家町 597
	特別養護老人ホームくるみ荘	三次市粟屋町 1718-2
	特別養護老人ホーム美山荘	三次市甲奴町本郷 1614-1
	特別養護老人ホーム松柏園	三次市君田町東入君 209-1
	特別養護老人ホームこじか荘	三次市吉舎町敷地 68-5
	特別養護老人ホーム喜楽園	三次市三和町下板木 685
	特別養護老人ホーム江水園	三次市作木町香淀 655
	特別養護老人ホームみよしの	三次市南畑敷町 419-1
	特別養護老人ホームすいれん	三次市三次町 1779-2
	サービス付き高齢者向け住宅第2 迦葉	三次市十日市東 4-3-10
	ケアハウス苔舎	三次市吉舎町吉舎 606
	かわち小規模多機能施設めぐもり	三次市下川立町 488-2
	JAひろしま三次デイサービスセンター やすらぎ館	三次市小文町 439-2
	障がい者多機能型事業所ゆうしゃいん 三次	三次市島敷町 238
	子爵医療療育センター	三次市粟屋町 1664
障がい者支援施設ニューライフ君田	三次市君田町東入君 357-1	
社会福祉法人あらくさ	三次市甲奴町本郷 1215-1	